

栃木県営都市公園における
民間活力導入に係る基本構想
(案)

栃木県県土整備部都市整備課

令和4(2022)年7月26日

目次

I	民間活力導入に係る基本構想策定の背景	p.1
II	民間活力導入に係る基本構想策定の目的	p.5
III	民間活力導入に係る基本構想の対象公園	p.8
IV	各公園の課題	p.9
V	県営都市公園における民間活力導入に係る基本方針	p.11
VI	民間活力導入手法	p.13
VII	各公園の民間活力導入方針とイメージ	p.16
VII-1	栃木県総合運動公園	p.17
VII-2	井頭公園	p.18
VII-3	鬼怒グリーンパーク	p.19
VII-4	栃木県中央公園	p.20
VII-5	那須野が原公園	p.21
VII-6	みかも山公園	p.22
VII-7	日光だいや川公園	p.23
VII-8	とちぎわんぱく公園	p.24
VIII	民間活力導入に係る基本構想一覧表	p.25

I 民間活力導入に係る基本構想策定の背景

1 本県における県営都市公園整備の経過

都市公園は、緑地保全、健康・レクリエーション空間、更には子育て・教育の場、防災機能等、県民の多様なニーズに対応すべく、本県ではこれまで図1のとおり9公園を整備し、適宜維持管理・更新に努めてきた。

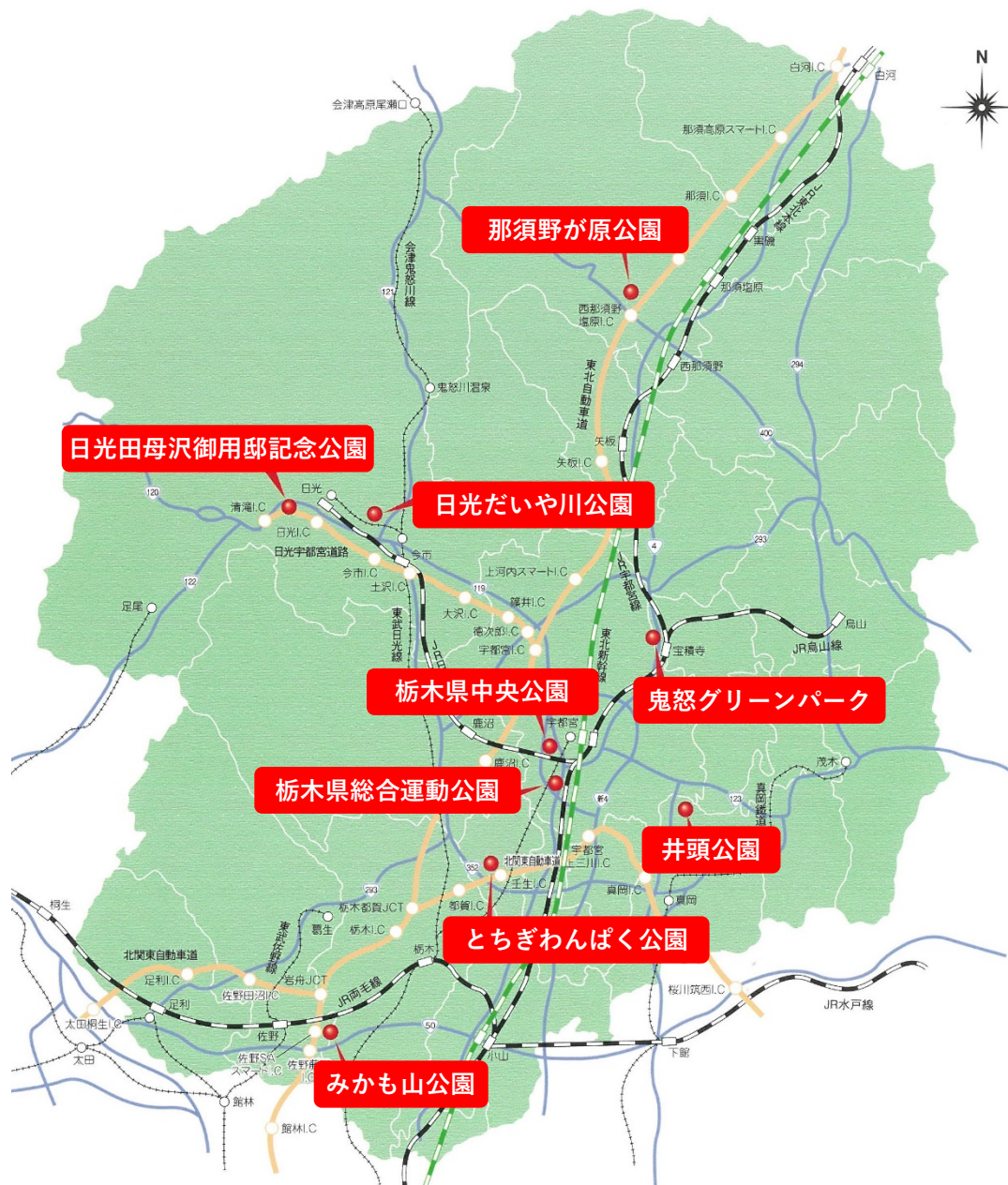


図 1 県営都市公園位置図

本県の県営都市公園整備は、都市計画法に基づく栃木県総合運動場（現：栃木県総合運動公園）の整備が行われた昭和 23(1948)年に始まる。昭和 44(1969)年度に策定した「栃木県県勢長期計画」では「宇都宮市広域都市開発区域レクリエーション公園」を位置づけ、昭和 45(1970)年度には県営都市公園として井頭県民レクリエーション公園（現：井頭公園）整備に着手した。さらに第 35 回国民体育大会（昭和 55 年 栃の葉国体）の開催県に決定したことに伴い、メイン会場となる栃木県総合運動公園の本格的な再整備が昭和 49(1974)年から進んだ。

昭和 51(1976)年には第 2 次都市公園等整備五箇年計画がスタート、これらに基づき、昭和 52(1977)年度から、天皇陛下在位 50 年記念事業として栃木県中央公園、その後、昭和 55(1980)年から鬼怒グリーンパークの整備にそれぞれ着手した。

さらに昭和 55(1980)年には「栃木県大規模公園整備基本計画」が策定され、2000 年までに県民一人当たり公園面積 20 m²確保を目標として、那須、日光、両毛の各地方生活圏毎に 1 箇所の大規模公園（広域公園）を設置することが位置づけられた。この整備計画に基づき、昭和 58(1983)年度から那須野が原公園、昭和 63(1988)年度からみかも山公園、平成 3(1991)年度から日光だいや川公園の整備にそれぞれ着手した。

また平成 5(1993)年には公園の長期的指針として「特色ある公園構想」を策定し、これに基づき平成 7(1995)年から平成 12(2000)年度の全国都市緑化フェアの会場となるとちぎわんぱく公園、さらに平成 9(1997)年には日光田母沢御用邸記念公園の整備にそれぞれ着手し、現在に至っている。

都市公園は各種機能を有し、都市基盤を支える重要な社会基盤施設であるが、いずれの都市公園も整備・供用開始から 20～50 年が経過し、施設の老朽化が顕在化しつつあるほか、時代が変化する中、施設が陳腐化し、県民からの多様なニーズに応えきれていない。

県営都市公園における民間活力導入については、平成 18(2006)年度から指定管理者制度を導入し、栃木県総合運動公園における総合スポーツゾーン整備事業にあたっては東エリアに PFI（注 1）事業を導入するなど率先して活用してきた。

さらに平成 29(2017)年 6 月、都市公園法に公募設置管理制度(Park-PFI 詳細は p.7 参照)が新たな手法として創設され、効果的・効率的な民間活力導入手法の活用が課題となっている。

（注 1）「Private Finance Initiative」の略称であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて行われる PPP 手法のひとつ。なお、PPP は「Public Private Partnership」の略称。Park-PFI も PPP 手法のひとつである。

2 上位計画における位置づけ

県政の基本指針となる栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン（2021-2025）」では、目指す本県の将来像を「人が育ち、地域が活きる未来に誇れる元気な“とちぎ”」とし、5つの重点戦略を定めている。

県営都市公園の魅力向上における民間活力導入については「重点戦略5 地域・環境戦略」の具体的なプロジェクト「1 ふるさとの魅力向上プロジェクト」の「新たな人の流れの創出や地域資源を活かした地域振興の促進」における主な取組として、「民間活力や地域の特徴を生かした都市公園の魅力向上」が位置づけられている。なお、このプラン策定に先立ち、令和2（2020）年度には、都市公園への民間の優良な投資やノウハウを導入することを目指して政策協議において「民間活力を生かした都市公園の魅力向上事業」が採択されている。

V 重点戦略

重点戦略 5

地域・環境

1 ふるさとの魅力向上プロジェクト

プロジェクトの目標

ふるさととちぎへの愛着や誇りを醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピックやいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会などの機会をとらえ、とちぎの魅力を県内外に広く発信することにより、訪れたい、住みたい・住み続けたいとちぎづくりを推進します。

新たな人の流れの創出や地域資源を生かした地域振興の促進

▶ 各種スポーツイベントや文化など、地域の魅力や資源を生かし、地域の活性化等を図ります。

—主な取組—

- いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会や新たなサイクルイベント、eスポーツなどを通じた地域活性化の推進
- 民間活力や地域の特徴を生かした都市公園の魅力向上 など



伝統文化を生かした地域振興（烏山の山あげ行事）

とちぎ未来創造プラン 該当プロジェクト抜粋

また「とちぎ未来創造プラン（2021-2025）」の実現に向け、県土整備部において、今後進めていく施策等を示した「県土づくりプラン 2021」では都市公園の現状と課題を以下のとおり整理している。

① 現状

都市公園は、防災、健康・レクリエーション、さらには子育て・教育など、様々な機能を担っており、本県の県民一人あたりの都市公園面積は 14.6 m²（全国平均 10.6 m²）と全国的に見ても高い水準にあります。

一方で、9つの県営都市公園の利用者数は、平成23(2011)年の東日本大震災発生による落ち込みから回復して以降、450万人前後で推移しています。また、各公園が供用開始から20~50年経過して施設の老朽化が顕在化しつつあるほか、時代が変化する中で施設の新鮮味が失われつつあります。

② 課題

多様化する利用者ニーズに応じていくため、民間活力を十分に活用しながら、都市公園の魅力向上を図ることが必要です。

これを受けて「まちづくり」の重点施策として民間活力による都市公園の魅力向上が掲げられ、その成果指標として「県営都市公園の年間利用者数」500万人（令和7(2025)年度）が設定されている。

重点施策 (3) 快適で魅力にあふれる都市公園づくり

施策内容

多様化する県民ニーズに応えるとともに、地域の魅力や資源を生かした地域の活性化を図るため、**快適で魅力にあふれる都市公園づくり**を推進します。

主な取組

- Park-PFI制度^{*}などの**民間活力**による都市公園の魅力向上



休養施設イメージ



遊戯施設イメージ

Park-PFI制度の活用例

成果指標

成果指標	現状値	目標値
県営都市公園の年間利用者数	443万人 (R1)	500万人 (R7)

^{*} 平成29(2017)年度の都市公園法改正により創設された、民間資金等を活用した公園の整備・管理手法

II 民間活力導入に係る基本構想策定の目的

1 民間活力導入に係る基本構想策定の目的

これまで整理した背景のもと実現を目指す公園像等に応じた民間活力（民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ））によるサービスの向上を通じ、コンセプトの維持・充実による公園利用者の満足度向上を図り、次の課題改善や魅力向上等につなげる。

- ① 都市公園の施設老朽化
- ② 新たなニーズへの対応
- ③ 地域の魅力や資源を生かした活性化
- ④ 公園管理者の財政負担軽減

このためには、公園の新たな整備・管理手法である Park-PFI をはじめとした表1に示す多様な手法を効果的・効率的に活用していくことが肝要である。この取組にあたり、公園の現状や課題を整理し、民間活力導入による公園施設の整備や管理運営に対し、民間事業者から聞き取りを行った上で「県営都市公園における民間活力導入に係る基本構想」として本県の姿勢をとりまとめ、効果的・効率的な民間活力導入の指針とすることを目的とする。

表 1 公園施設の整備や管理運営に係る民間活力導入手法

手法	概要	事業期間 の目安	根拠法令	本県での 活用事例
指定管理者 制度	・民間事業者を指定管理者に指定し、公の施設の管理を行わせる制度 ・指定管理者は、指定管理料の支払いを受け、公園の管理運営サービスを提供する。	5年程度	地方自治法第244条の2	県営都市公園 9公園全て
設置管理 許可制度	・県以外の者に公園施設の設置・管理を許可する制度 ・許可を受けた民間事業者は、条例で定められた使用料を支払い、新たな公園施設を整備し、その公園施設を管理運営できる。	最長10年 (更新可)	都市公園法第5条	栃木県総合運動公園「とちのきファミリーランド」、那須野が原公園「ファミリープール」等

手法	概要	事業期間 の目安	根拠法令	本県での 活用事例
管理許可 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県以外の者に公園施設の管理を許可する制度 ・ 許可を受けた民間事業者は、条例で定められた使用料を支払い、既存の公園施設を活用して、管理運営できる。 	最長 10 年 (更新可)	都市公園 法第 5 条	井頭公園「陽だまり亭」、みかも山公園「みかも山岩舟特産館」、日光だいや川公園「だいやの森旬彩館」等
行為許可 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の販売・頒布を行う行為、催し（イベント等）のために公園の一部又は全部を独占して利用する行為を許可する制度 	1 日～数 日	栃木県都 市公園条 例第 3 条	キッチンカー等 多数
PFI 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法 	10～30 年 程度	民間資金 等の活用 による公 共施設等 の整備等 の促進に 関する法 律	栃木県総合運動公園「総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業」、みかも山公園「新青少年教育施設整備運営事業」
Park-PFI (詳細は p.7 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度 ・ 公募により選定された民間事業者は、提案した使用料を支払い、新たな公園施設を整備・管理運営（収益事業を含む）できる。 	10 年（20 年担保）	都市公園 法第 5 条 の 2～9	なし

2 Park-PFI の概要

Park-PFI は平成 29(2017)年 6 月の都市公園法改正により創設された。図 2 に概念図を示す。



図 2 Park-PFI を活用した公園整備イメージ

公園管理者、民間事業者、公園利用者それぞれにメリットがあり、102 公園で活用、うち 39 公園が供用開始している（令和 4(2022)年 3 月末時点）。

- ① 公園管理者のメリット
 - (ア) 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる財政負担を軽減
 - (イ) 民間の創意工夫による整備・管理により、公園の魅力・サービスレベルが向上
- ② 民間事業者のメリット
 - (ア) 収益施設の設置できる期間が長期になるなど、長期的視野での投資、経営が可能
 - (イ) 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出
- ③ 公園利用者のメリット
 - (ア) 飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実
 - (イ) 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、安全性が向上

Ⅲ 民間活力導入に係る基本構想の対象公園

本構想における対象公園は県営都市公園の9公園のうち、管理者が公益財団法人栃木県民公園福祉協会に特定されている日光田母沢御用邸記念公園以外の8公園とする。表2に各公園の概要、図3に利用者の推移をそれぞれ示す。

表2 基本構想の対象8公園の概要

公園名	供用開始	開園面積
栃木県総合運動公園	S49(1974)	72.0ha
井頭公園	S49(1974)	93.3ha
鬼怒グリーンパーク	S55(1980)	136.5ha
栃木県中央公園	S57(1982)	10.5ha
那須野が原公園	S63(1988)	59.4ha
みかも山公園	H7(1995)	165.9ha
日光だいや川公園	H11(1999)	55.8ha
とちぎわんぱく公園	H12(2000)	37.2ha

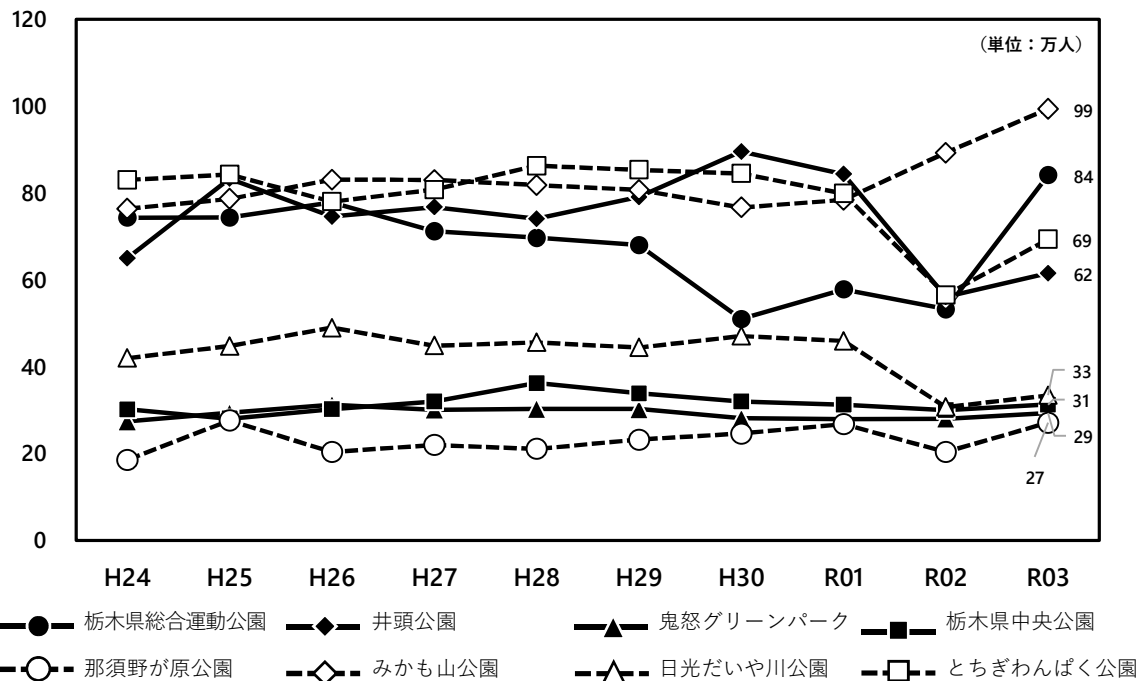


図3 基本構想の対象8公園の利用者数の推移

IV 各公園の課題

1 共通の課題

I章で整理したように、本県の県営都市公園はいずれも整備・供用開始から20～50年が経過し、施設の老朽化が顕在化しつつあるとともに、時代が変化する中、施設の陳腐化が進行しており、県民からの多様化するニーズに応えきれていないという課題を有している。魅力向上に資する公園施設の充実等が望まれるが、老朽化した公園施設の更新等に係る多額の経費が継続的に必要な状況下において、本県の厳しい財政状況を勘案すると、より効果的・効率的な公園施設の管理運営・整備が求められている。

2 各公園の課題

各公園が個別に抱える課題を表3に整理した。

表3 県営都市公園の個別の課題

公園名	課題
栃木県 総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツ施設利用者の利便性や満足度向上のため、飲食、休憩等の施設・サービスが必要
井頭公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アスレチック等の魅力低下やレクリエーション機能不足のため、更新時の工夫やレクリエーション機能の追加が必要 ➤ 花ちょう遊館や植物園の魅力が低下しているため、各施設のリニューアルや周知の工夫が必要
鬼怒 グリーンパーク	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アスレチックや遊具等の魅力が低下しているため、更新時の工夫やレクリエーション機能の追加が必要 ➤ 来園者の利便性や満足度向上のため、園内消費に特化した売店・サービスが必要
栃木県中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 来園者の利便性や満足度向上のため、庭園の雰囲気に沿った飲食、休憩等の施設・サービスが必要
那須野が原公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 来園者の利便性や満足度向上のため、園内消費に特化した売店・サービスが必要 ➤ アスレチックや遊具等の魅力が低下しているため、更新時の工夫やレクリエーション機能の追加が必要
みかも山公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ トレッキングや散策を楽しむ来園者の利便性や満足度向上のため、三轟山の環境に調和した飲食、休憩、情報発信等の施設・サービスが必要
日光 だいや川公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 来園者の利便性や満足度向上のため、観光地という立地に合った飲食、休憩等の施設・サービスが必要 ➤ ニュースポーツやアスレチック等の魅力が低下しているため、更新時の工夫やレクリエーション機能の追加が必要
とちぎ わんぱく公園	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもの城、ふしぎの船、ばなばなのまち等の遊具・展示物等の魅力が低下しているため、更新時の工夫やレクリエーション機能の追加が必要 ➤ こどもや家族連れの利便性や満足度を高めるため、飲食、休憩等の施設・サービスが必要

V 県営都市公園における民間活力導入に係る基本方針

本県の県営都市公園は 9 公園全てで指定管理者制度を導入し、管理運営を行っている。今後、更なる魅力向上にあたっては、本県の考えを民間事業者と共有し、民間活力を効果的・効率的に導入していくことが重要となる。

従前通り、指定管理者が公園全体の管理運営を行うことに変わらないが、新たな民間活力がその一部を担い、ともに県営都市公園の魅力向上を図っていくためには、県営都市公園が開園当初から育んできたコンセプトを重視しつつ、民間事業者の提案による施設が「コンセプトとの整合」をとることが重要となる。また、「公園利用実態との適合」「公園の課題への対応」を念頭に置きながら、「地域との連携・地域への貢献」という視点も加えることで、公園内外を含めた幅広いニーズに対応し公園利用者の満足度を向上させることが可能となる。これと民間事業者の求める「市場性」とを両立させることで相乗効果が生まれ、更なる魅力向上が図られるものとする。

以上のことから、本県としての明確な指針を示すため、各公園の「コンセプト」とともに本構想において位置付ける「目指す公園像」「求める機能」を表 4 に整理した。今後は本構想を念頭に、関係市町の意見を伺いながら、都市公園の魅力向上に主体的に取り組んでいく。

表 4 各公園の「コンセプト」と民間活力導入に係る「目指す公園像」「求める機能」

公園名	コンセプト	目指す公園像	求める機能
栃木県 総合運動公園	「県民に愛され、 県民が誇れる、 県民総スポーツ の推進拠点」	県民誰もが、 快適にスポーツと親しむ ことのできる公園	飲食機能 休憩機能
井頭公園	「水とのふれあい」 「植物とのふれあい」 「動物とのふれあい」	世代を問わず、豊かな 自然とのふれあいや レクリエーションを 楽しめる公園	遊戯機能 宿泊機能
鬼怒 グリーンパーク	「水との出会い」	広く開放された水辺空間で 多様なアクティビティを 一日楽しめる公園	運動・遊戯機能 BBQ 機能 飲食機能
栃木県 中央公園	「水と緑と文化」	美しい庭園と豊かな 水辺が調和した まちなかのオアシスで、 心地よい時間を過ごせる公園	飲食機能

公園名	コンセプト	目指す公園像	求める機能
那須野が原公園	「緑とやすらぎ」 「健康スポーツ」 「郷土と文化」	那須連山を背景にした 豊かな自然の中で、 幅広いレクリエーション を楽しめる公園	遊戯・運動機能 宿泊機能
みかも山公園	「遊びの空間」 「花と緑に親しむ空間」	三轟山の四季折々の 木々や草花を トレッキングや散策を通じて 楽しめる公園	飲食機能 情報発信機能
日光 だいや川公園	「日光の自然と 悠久の歴史・文化 へのいざない」	日光が育んだ水と緑を活かし、 癒しとくつろぎの空間を 提供する、 自然を体感できる公園	飲食機能 宿泊機能等
とちぎ わんぱく公園	「創造性にあふれ、 ゆめ多くやさしく、 たくましい こどもたち」	こどもの創造性や 冒険心を育む遊びや、 家族で過ごす時間を 楽しめる公園	BBQ・宿泊・ 遊戯機能 飲食機能

VI 民間活力導入手法

1 民間活力導入手法

表1 (p.5) に示したとおり県営都市公園ではすでに様々な民間活力導入手法を活用している。民間事業者への意向調査の結果を踏まえた上で、前頁における各公園の「求める機能」で想定される「対応イメージ」「主な導入手法」を表5に整理した。意向調査での民間事業者からの意見からも確認できた通り、Park-PFI は公園の魅力向上に有効であると考える一方、導入する機能に応じ、様々な導入手法から効果的・効率的な制度を選択する必要がある。

表5 各公園の求める機能で想定される「対応イメージ」「主な導入手法」

公園名	求める機能	対応イメージ	主な導入手法
栃木県 総合運動公園	飲食機能	カフェ・レストラン	Park-PFI
		キッチンカー	行為許可制度
	休憩機能	クラブハウス	Park-PFI
井頭公園	遊戯機能	大型アスレチック ジップライン	Park-PFI 設置管理許可制度 ^(注2)
	宿泊機能	キャンプ場 グランピング施設	Park-PFI
鬼怒 グリーンパーク	運動機能・遊戯機能	パークヨガ スポーツイベント	行為許可制度 ^(注3)
	BBQ 機能	BBQ 施設	
	飲食機能	キッチンカー	
栃木県 中央公園	飲食機能	カフェ・レストラン	Park-PFI
		キッチンカー	行為許可制度
那須野が原公園	遊戯機能・運動機能	大型アスレチック ジップライン	Park-PFI
	宿泊機能	グランピング施設	Park-PFI 設置管理許可制度 ^(注4)
みかも山公園	飲食機能	レストラン・カフェ	Park-PFI
		キッチンカー	行為許可制度
	情報発信機能	サービスセンター	Park-PFI

公園名	求める機能	対応イメージ	主な導入手法
日光 だいや川公園	飲食機能	カフェ・レストラン	Park-PFI
		キッチンカー	行為許可制度
	宿泊機能等	グランピング施設	Park-PFI 設置管理許可制度 ^(注4)
とちぎ わんぱく公園	BBQ 機能	BBQ 施設	Park-PFI
	宿泊機能	キャンプ場	Park-PFI
		グランピング施設	
	遊戯機能	大型アスレチック	Park-PFI 設置管理許可制度 ^(注2)
ジップライン			
飲食機能	カフェ・レストラン	Park-PFI	
	キッチンカー	行為許可制度	

(注2) 公園周辺の活性化に取り組んでいる所在市町（真岡市が主宰する井頭リゾート活性化協議会、壬生町の道の駅みぶの活性化）のため、自治体での設置の可能性を示した。

(注3) 河川区域のため、常設は想定していない。

(注4) 既存キャンプ場への設置は指定管理者による設置管理許可制度を想定

2 今後の民間活力導入方針

① 今後の民間活力導入方針

本構想は8公園に対して、公園の利用実態や課題等の整理、および民間事業者への意向調査を実施し、「栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会」において専門の見地から意見を聴取したうえで整理した。今後は指定管理者制度や行為許可制度によるキッチンカーやパークヨガなどに加え、2公園を先行導入候補として選定した Park-PFI を活用し、都市公園の魅力向上に主体的に取り組んでいく。

② Park-PFI の活用

Park-PFI についてはヒアリング等による民間事業者への意向調査を踏まえ、「コンセプトとの整合性」「公園利用実態との適合」「公園の課題への対応」「地域との連携・地域への貢献」「市場性」の視点で「栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会」において評価した。先行導入候補とした2公園の選定理由は次の通りである。

みかも山公園 ：課題への対応に繋がる提案があり、民間事業者の興味関心が最も高い。

とちぎわんぱく公園：課題への対応に繋がる幅広い提案があり、民間事業者の興味関心が高い。

先行して Park-PFI を活用する施設の取組状況を精査し、各公園のコンセプトや課題ならびに市場性等について適宜判断しながら、他公園での活用を検討する。

VII 各公園の民間活力導入方針とイメージ

各公園における民間活力導入方針とイメージを次頁以降に示す。個票の概要は次のとおりである。

VII-8 とちぎわんぱく公園における民間活力導入方針とイメージ

1. 公園の現状

【コンセプト】「創造性にあふれ、ゆめ多くやさしく、たくましく子どもたち」

- とちぎわんぱく公園は、夢を育み冒険を体験できる公園として整備が行われた。各種の教室が開催される「ばなばなのまち」、農業体験ができる「なかよし農園」等子どもたちが自分で考え、自分で体験する公園で、家族連れを中心に親しまれている。





① 冒険の湖 風の原っぱ こどもの城

(1) 公園の概要

項目	概要
所在地	下都賀郡壬生町大字国谷2273
公園種別	総合公園
面積	【計画面積】 37.2ha 【開園面積】 37.2ha
供用開始	平成12(2000)年9月

(2) 利用目的・形態 (注5)

項目	内容
利用目的	散歩・休憩・遊び、ウォーキング・ジョギング
利用形態	家族連れ

(注5) 指定管理者へのアンケート調査結果より

(3) 年間利用者数、月別利用者数の推移等

年間利用者数の推移 (過去10年間)

年	利用者数
H24	83
H25	84
H26	78
H27	81
H28	86
H29	85
H30	86
R01	87
R02	86
R03	87
R04	86
R05	87
R06	86
R07	87
R08	86
R09	87
R10	86

月別利用者数の推移 (H26.30の5年平均)

月	利用者数
1月	9.1
2月	8.2
3月	9.2
4月	6.2
5月	7.4
6月	7.2
7月	8.4
8月	6.2
9月	4.2
10月	4.9
11月	4.7
12月	7.5

②

【公園の課題】

- こどもの城、ふしぎの船、ばなばなのまち等の遊具・展示物等の魅力が低下しているため、更新時の工夫やレジャー機能の追加が必要
- こどもや家族連れの利用性や満足度を高めるため、飲食、休憩等の施設・サービスが必要

2. 民間活力導入方針

【目指す公園像】 こどもの創造性や冒険心を育む遊びや、家族で過ごす時間を楽しめる公園

こどもとともに過ごす場所を提供することは、こどもの創造性や冒険心を育み、公園の魅力を向上させる要素の一つである。そのため、こどもと一緒に楽しむことができるBBQ機能や宿泊機能、遊戯機能の導入を検討する。また、遊んでいるこどもを見守りながら休憩できる飲食機能の導入を検討する。

【求める機能】

- ① 家族で利用できるBBQ機能や宿泊機能・遊戯機能
- ② 休憩場所となる飲食機能

- 周辺施設(みふハイウェーパーク、おもちゃ博物館、壬生町総合公園等)との連携が必要である。エリアC(希望)の中心部は、緑地を損なわない範囲での導入を重視するため、施設整備を伴わない事業を想定する。

3. 民間活力導入による事業イメージ

事業イメージ

- ① BBQ機能・宿泊機能・遊戯機能：こどもとともに活動し楽しむことのできるBBQ施設やキャンプ場、グランピング施設、こども向け遊戯施設
- ② 飲食機能：こどもが遊んでいる様子を見ながら、休憩できるカフェ・レストランやキッチンカー

① BBQ機能・宿泊機能・遊戯機能



② 飲食機能



● 公園の位置



● 民間活力導入の想定エリア



A みふハイウェーパーク北側
B 風の原っぱ
C 風の原っぱ
D みどりの丘
E ためぎのめいる西側

⑤

(注6) 図、写真は令和4(2022)年春時点のイメージです。
(注7) 赤丸の範囲は想定エリアであり、実施されたエリアではありません。
(注8) クレーン等は申請が必要となる設備

4. 民間活力導入手法

導入機能	活用できる主な手法	想定エリア
①-1 BBQ機能	Park-PFI (公募対象公園施設)	C, D
①-2 宿泊機能	Park-PFI (公募対象公園施設)	B
①-3 遊戯機能	Park-PFI (公募対象公園施設)	A, B, D, E
② 飲食機能	Park-PFI (公募対象公園施設) 行為許可制度	A, B, C, D, E

⑥

- ① 現在の公園整備・管理に係るコンセプトと特徴や状況写真
- ② 公園の概要や利用目的・形態、年間利用者数及び月別利用者数の推移
- ③ 公園個別の課題
- ④ 民間活力導入方針としての「目指す公園像」「求める機能」
- ⑤ 民間活力導入による事業イメージの例
- ⑥ 民間活力導入手法(「導入機能」「活用できる主な手法」「想定エリア」)

Ⅶ-1 栃木県総合運動公園における民間活力導入方針とイメージ

1. 公園の現状と課題

【コンセプト】 県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点

- 栃木県総合運動公園は、昭和55年の「栃の葉国体」や、令和4年の「いちご一会とちぎ国体」等の会場として拡張や施設の再整備が行われた公園である。また公園の一角には遊園地（とちのきファミリーランド）もあり、運動施設とともに広く県民に親しまれている。



(1) 公園の概要

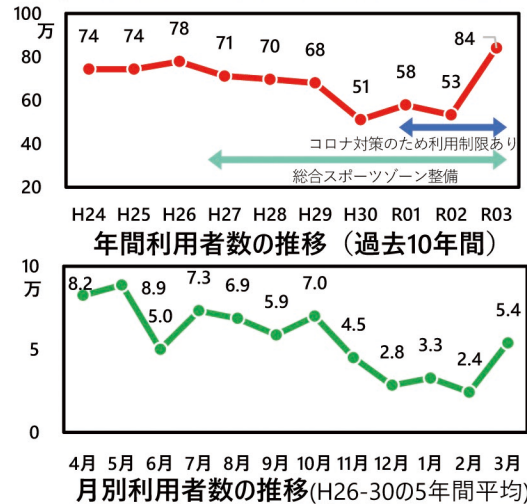
項目	諸元
所在地	宇都宮市西川田4-1-1
公園種別	運動公園
面積	[計画面積] 71.1ha [開園面積] 72.0ha
供用開始	昭和49(1974)年4月

(2) 利用目的・形態 (注5)

項目	内容
利用目的	ウォーキング・ジョギング、スポーツ施設利用
利用形態	一人、友人、家族連れ

(注5) 指定管理者へのアンケート調査結果より

(3) 年間利用者数、月別利用者数の推移等



- 【公園の課題】
- ・スポーツ施設利用者の利便性や満足度向上のため、飲食、休憩等の施設・サービスが必要

2. 民間活力導入方針

【目指す公園像】 県民誰もが、快適にスポーツと親しむことのできる公園

スポーツ（観戦含む）を楽しんだ後の飲食や休憩は、利用者の快適性や利便性の向上を図り公園の魅力を向上させる要素の一つである。

そのため、スポーツを楽しんだ後に参加者間の交流を深める機会、またスポーツ観戦とともに食事が楽しめる機会創出に向け、飲食機能の導入を検討する。また、スポーツを楽しんだ後に着替え等ができる施設を備えた休憩機能の導入を検討する。

- 【求める機能】
- ① 交流場所となる飲食機能
 - ② 運動後の休憩機能

【民間活力導入時の留意点】

- ・住宅地に立地していることから、騒音や匂いに配慮が必要である。

3. 民間活力導入による事業イメージ

事業イメージ

- ① 飲食機能：開放感があるカフェテリア等を備えたカフェ・レストランやキッチンカー
- ② 休憩機能：シャワー室や貸ロッカー、休憩スペース等を備えたクラブハウス

① 飲食機能



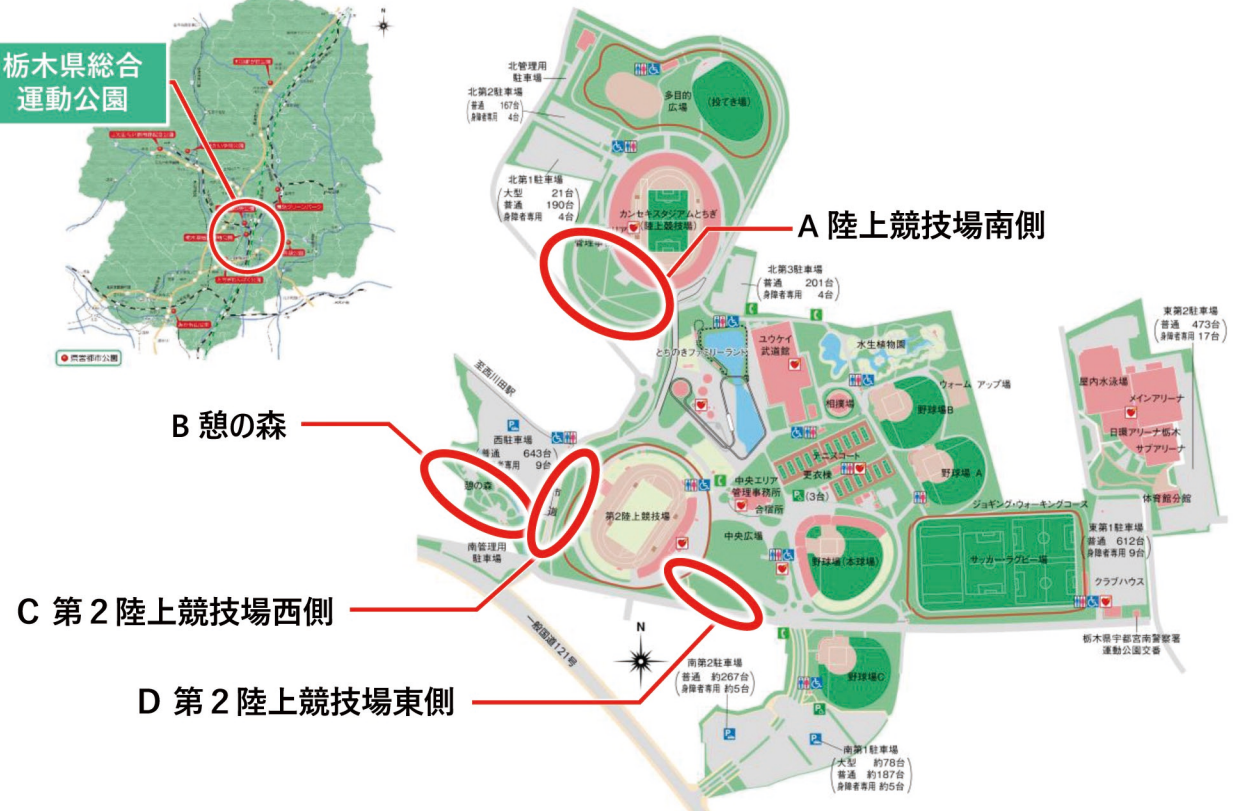
② 休憩機能



● 公園の位置



● 民間活力導入の想定エリア



(注6) 図、写真は令和4(2022)年度時点のイメージ

(注7) 赤丸の範囲は想定エリアであり、決定したエリアではない。

4. 民間活力導入手法

導入機能	活用できる主な手法	想定エリア
① 飲食機能	Park-PFI (公募対象公園施設) 行為許可制度	A、B、C、D
② 休憩機能	Park-PFI (公募対象公園施設・特定公園施設)	C